

令和6年度 清原南小学校いじめ防止基本方針

ゴシック体 → 全校共通記載事項
明朝体 → 各校が自由に記載する事項

はじめに

本校では、児童指導計画の「問題発生に対する指導体制」及び「「いじめ」の理解と対応」（県教委H24）に基づき、「いじめはどの児童にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

○いじめの未然防止は、全ての教職員の重要課題と捉え、人権に配慮した環境づくりを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

- ・ いじめられていた児童がいじめの解消後も不安な気持ちが残る可能性がある場合は、精神保健福祉センター等の医療機関との適切な連携を図る。
- ・ 保護者への対応、上記関係機関との調整など、学校だけで対応が難しい場合は、県教委児童生徒相談室、河内教育事務所、市教委等との連携を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の職員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ対策委員会

- 〔構成員〕 校長、副校長、教務主任、児童指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談係、関係児童担任、スクールカウンセラー
※他、学校の実情に応じて学校長が追加、決定する。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 指導方針の決定
- ・ 関係機関との連携

②校内研修

- ・「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・Q-U活用研修(学級事例検討会)を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

①いじめの防止

「いじめはどの児童にも起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・清原地域学校園で、元気なあいさつや返事ができる児童を育てるあいさつ運動を実施する。(6月・9月・12月にあいさつ運動週間を設定)
- ・「清原地域学校園の方針、約束、一日」を各教室に掲示し、学校生活で守らなければならない決まりや約束を、児童が遵守できるよう指導する。(通年)
- ・学習情報システムで児童の記録を作成し、継続的に活用する。小学校在学中の児童の記録データを中学校へ引き継ぐ。
- ・卒業生に関する情報交換会を実施する。(6月・2月)
- ・清原地区児童生徒指導強化連絡会を通して、学校園内に現状を伝えるとともに、連携を密にし、協力体制を確立する。

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめゼロ宣言の掲示。
- ・いじめリボン(シール)の作成・着用。
- ・いじめ問題取組についてのチェックシートの確認。
- ・いじめに関するアンケートの実施。
- ・あいさつ運動の実施。(児童会からの計画)
- ・いじめに関する内容(「生命の大切さ」「思いやり」)を含んだ道徳の授業の実施。
- ・いじめゼロ集会の実施。(9月)

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・生命尊重や人権擁護の授業を学校公開日等で実施する。《11・12月人権週間》

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・あいさつ運動の実施。(児童会からの計画)
- ・いじめゼロポスターの作成。(夏休み中)
- ・いじめゼロ集会の実施。(9月)

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・情報モラル関連教室の開催を含め、道徳・学級活動や朝の会・帰りの会で情報モラル/デジタルシティズンシップ教育を実施していく。(年2回以上)
- ・教使用デスクトップにあるあんしんあんぜん情報モラルオンライン活用を推進していく。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・情報交換会(職員会議終了後)での呼びかけ、確認。
- ・学年ごとのいじめ問題取組についてのチェックシートの確認及び提出。

キ あいさつ名人表彰を設定し、あいさつすることへの意識付けを図り、いじめのない望ましい人間関係の学校を構築させていく。《年度末》

ク 生活目標を設定し、日常生活指導や安全面の指導を重点化し、生活当番は校内巡視にあたり、全職員で共通理解の上、生活指導していく。(通年)

②いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・個人懇談や希望懇談を実施し、保護者との連携を図る。
- ・長期休業中の過ごし方(通知)や学年便り等で、保護者・児童に向けて生活指導するとともに、いじめ・不登校・虐待等の相談機関を紹介する。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・学校や保護者からの連絡、要望、相談等の事項を互いに記入して、児童の状況を把握していく。(通年)
- ・いじめゼロ集会の時に、うつのみやいじめゼロ宣言を唱和して、いじめゼロ運動を啓発していく。

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・いじめゼロを目指した定期的な調査を実施する。(5月・9月・11月・2月)
- ・Q-U調査を実施し、児童個人や学級の理解および具体的な対策の策定に役立てる。(6月・11月(5年))
- ・ハートタイム週間を設置し、児童一人一人と積極的な教育相談を推進する。(6月・11月)

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・携帯電話の必要性の有無・弊害や危険性・正しい使い方やマナーの指導を実施し、情報モラル教育を推進する。(通年、リーフレット配付時、学級活動)
- ・通信機能付きゲームや音楽機器、PCによるネットへの誹謗中傷、個人情報漏えいの禁止を呼びかける。(通年)

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・「いじめ」理解(県教委)を活用した研修、「いじめに関する校内研修マニュアル」の中の事例研究を実施する。
- ・ハートタイム週間を設置し、児童一人一人と積極的な教育相談を推進する。(6月・11月)

③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ対策委員会を中心とした事実確認

※被害者，加害者，関係児童から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と，いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた，保護者や市，関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

・ネットいじめが発生した時は，直ちに加害者から事情を聴取し，掲載事項を削除させる。
また，保護者へは，当該児童の機器使用禁止かフィルタリング等の約束設定を即対応してもらおう。さらに，ネットいじめや，なりすましは犯罪行為であることを再認識させる。

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして，取組内容や取組方法の改善に取り組む。

・いじめゼロを目指した調査を5月，9月，11月，2月の4回実施し，結果からいじめの傾向や対応策を分析・周知する。